

環境マネジメントシステム 活動報告書

平成23年度



温室効果ガス排出量（CO2換算）

※平成21年度を基準に平成27年度までに温室効果ガスの総排出量を9.0%削減する目標を設定

区分	単位	年度	数量	H22/H21 H23/H21	CO2排出量 (kg)	H22/H21 H23/H21	構成比	
燃料使用量	ガソリン	ℓ	H21	42,771		99,313		0.4%
		H22	45,769	7.0%	106,275	7.0%	0.4%	
		H23	52,571	22.9%	121,964	22.8%	0.5%	
	灯油	ℓ	H21	337,916		841,073		3.3%
			H22	341,842	1.2%	850,845	1.2%	3.3%
			H23	358,634	6.1%	892,999	6.2%	3.7%
	軽油	ℓ	H21	94,397		247,227		1.0%
			H22	41,763	△55.8%	109,377	△55.8%	0.4%
			H23	96,567	2.3%	249,143	0.8%	1.0%
	A重油	ℓ	H21	151,809		411,403		1.6%
			H22	142,130	△6.4%	385,172	△6.4%	1.5%
			H23	135,162	△11.0%	366,290	△11.0%	1.5%
LPG	m ³	H21	11,402		68,425		0.3%	
		H22	11,740	3.0%	70,455	3.0%	0.3%	
		H23	11,396	△0.1%	75,212	9.9%	0.3%	
電力使用量	kwh	H21	26,257,747		8,875,118		34.5%	
		H22	26,983,367	2.8%	9,120,378	2.8%	35.3%	
		H23	25,672,435	△2.2%	7,984,127	△10.0%	33.5%	
公用車走行量	km	H21	962,379		7,646		0.03%	
		H22	969,094	0.7%	7,735	1.2%	0.03%	
		H23	962,562	0.0%	7,214	△5.7%	0.03%	
カーエアコンの使用	台	H21	154		2,945		0.01%	
		H22	154	0.0%	3,003	2.0%	0.01%	
		H23	154	0.0%	3,003	2.0%	0.01%	
一般廃棄物焼却量	t	H21	22,078		337,451		1.3%	
		H22	21,806	△1.2%	333,300	△1.2%	1.3%	
		H23	21,745	△1.5%	363,375	7.7%	1.5%	
一般廃棄物中の 廃プラスチック量	t	H21	4,976		13,386,338		52.0%	
		H22	4,954	△0.4%	13,391,314	0.0%	51.9%	
		H23	4,470	△10.2%	12,359,550	△7.7%	51.9%	
廃棄物の埋立処分量	t	H21	2,040		237,090		0.9%	
		H22	2,406	17.9%	213,783	△9.8%	0.8%	
		H23	2,072	1.6%	222,852	△6.0%	0.9%	
下水処理量 (終末処理場)	m ³	H21	9,218,333		627,584		2.4%	
		H22	9,594,145	4.1%	653,169	4.1%	2.5%	
		H23	9,679,983	5.0%	659,013	5.0%	2.8%	
し尿処理量 (し尿処理施設)	m ³	H21	19,828		619,546		2.4%	
		H22	18,365	△7.4%	573,833	△7.4%	2.4%	
		H23	16,736	△15.6%	522,582	△8.9%	2.2%	
合 計		H21			25,761,159		100.0%	
		H22			25,818,639	0.2%	100.0%	
		H23			23,827,324	△7.5%	100.0%	

新しい環境マネジメントシステムの概要について

1 環境マネジメントについて

本市では、環境マネジメントシステムを構築・運用し、平成12年7月にISO14001の認証取得を、平成18年8月からは自己宣言による亀岡市独自の運用を行ってきました。環境マネジメントシステムの導入により、職員の環境問題に対する意識が向上し、環境負荷の低減に配慮した事務事業の執行が定着し、一定の成果を得たところです。

しかしながら、近年、温室効果ガスの削減やエネルギー使用量の削減について重点的に取り組む必要が生じてきました。具体的には、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。）に基づき、以前から取り組んできた「亀岡市地球温暖化対策実行計画」による市の事務事業から排出される温室効果ガスの削減に加えて、平成20年5月にエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号。以下「省エネ法」という。）が改正され、規制体系がこれまでの工場・事業場単位の管理から地方自治体も含めて事業者単位での管理へと変更となり、事業者単位でエネルギー消費原単位を中長期的に年1%以上低減させるための中長期計画を作成し、事業者全体でエネルギー使用量の削減に向けて取り組むことが求められるようになりました。

また、京都府では、平成22年10月に京都府地球温暖化対策条例が改正され、温室効果ガス排出量の削減に向けた計画書の提出が義務付けられるようになりました。

つきましては、これら政策の流れを受け、環境マネジメントシステムを温暖化対策に重点をおいたマネジメントシステムに変更することとなりました。

【 課題 】

- ・ 平成22年の京都府地球温暖化対策条例の改正に伴い、亀岡市役所が特定事業所に指定され、温暖化対策のための環境マネジメントシステムの導入が義務付けられました。
- ・ 平成20年のエネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）の改正に伴い、亀岡市役所が特定事業所に指定され、エネルギー使用量の削減が義務付けられました。



国のエネルギー政策の動向に伴い、温室効果ガス対策やエネルギー対策に重点をおく必要が生じてきました。

2 新しい環境マネジメントの内容

1) 名称

新しいシステムの名称は「亀岡市役所温暖化対策環境マネジメントシステム」とします。地球温暖化対策に重点をおいたシステムとします。

2) 本システムの目的

市役所の事務・事業における地球温暖化対策の推進

3) 基本となる法令

- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）
- ・エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）
- ・京都府地球温暖化対策条例

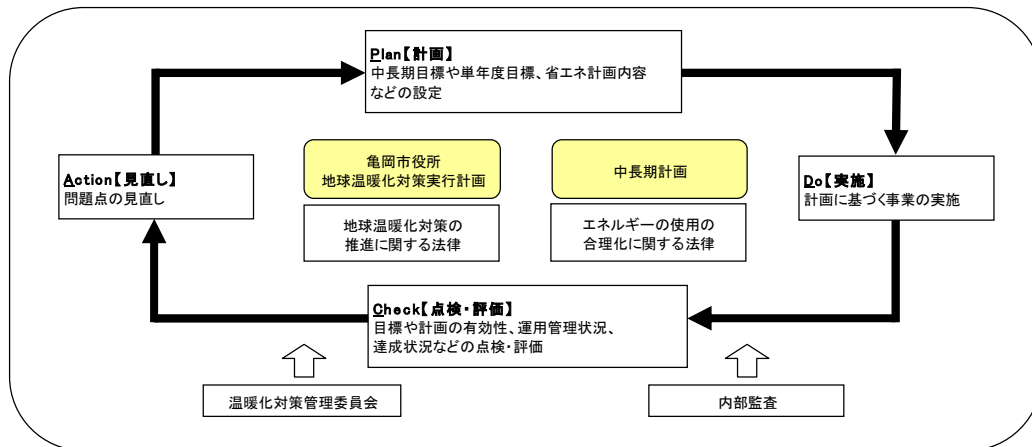
4) 法令に基づく目標

- ・亀岡市地球温暖化対策実行計画（温対法）

平成 21 年度を基準として平成 27 年度までに市の事務・事業における温室効果ガス排出量を 9 %削減

- ・中長期計画（省エネ法）

施設等におけるエネルギー使用量を削減。



本システムの運営概念図

亀岡市役所温暖化対策基本方針

基本理念

21世紀の地球環境には、地球温暖化や生態系の危機など多くの課題が顕在化しています。

これら地球環境問題の解決に向けて、市民、事業者、行政などすべての関係者の参加と協働のもと、地球規模で考え、地域で行動する取り組みを通じて、環境にやさしく持続可能なまちづくりを進めていくことが必要です。

亀岡市役所では、事務・事業における環境への影響に配慮し、自然と共生した持続可能な社会の実現のため、環境にやさしい取り組みを定め、地球温暖化対策を推進します。

行動指針

亀岡市は、基本理念の実現に向けて次の取り組みを推進します。

1. 市の事務・事業における温室効果ガスの総排出量を削減します。
2. 施設等におけるエネルギー（電気、燃料、熱等）の使用量を削減します。
3. 施設の新設及び更新の際は、省エネルギー及び新エネルギー設備の導入に努め、エネルギー使用量の低減を図ります。
4. エコドライブの取り組み等を通じて、公用車及び通勤車における燃料使用量を削減します。
5. 市の事務・事業におけるごみの排出量を削減します。
6. 温暖化対策基本方針及び本システムの運用成果は、随時公表します。

平成24年 4月 1日

亀岡市長 栗山正隆